

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成20年4月30日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)平和堂地蔵店
彦根市地蔵町180番地ほか
- 2 提出された意見の概要
彦根市からの意見
 - (1) 駐車場・駐輪場の概要
駐車マスの合計が500㎡以上の路外駐車場の整備については「駐車場法施行令」で技術的基準が定められており、これに適合する整備が必要。
 - (2) 騒音対策の概要
公害関係諸法令に基づく諸手続きを必要とする場合は手続きを行うこと。
 - (3) 道路状況の概要(交通量調査等)
南側道路に面する敷地内歩道については、一般歩行者等の利用頻度も高いと考えられるため、その位置付けについて建設管理課と協議すること。
ア 南側道路に面する敷地内歩道は、通行者の安全確保の観点から、車道とは構造を分離した計画とすること。また、本歩道は公共性が高い施設であることから、常時一般開放されるよう協議すること。
イ 敷地内の出口に車両の停止線が計画されているが、歩行者の安全を確保するため、歩道幅を確保した位置まで、後退した位置に計画すること。
ウ 北側および南側道路は、生活道路としての機能が主であることから、主要な出入口が県道側であることが明確になるよう案内板等にて表示すること。
エ 北側および南側道路と県道交差点付近について、敷地内に工作物の設置計画がある場合は、交差点の視距が阻害されないよう配慮すること。
 - (4) まちづくりの観点(町並み・公害・景観)
景観法による「彦根市景観計画」を遵守し、店舗施設等を施行すること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1新館2階
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1東館3階
湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町4-1
彦根市産業部商工課 彦根市元町4-2
 - (2) 縦覧期間 平成20年4月30日から平成20年5月30日まで

